

關連資料

当日配付資料①

水を育む森林づくりのために —費用負担のあり方について考える—

「やまなしの水と森林」シンポ

041029

植田和弘（京都大学）

1. 水と森林をめぐる今日的状況

2. 地方独自課税をめぐる法的環境の変化

(0) グローバル化、分権化、環境の世紀における地方自治体

(1) 課税自主権の意義

- ① 課税自主権の意義と地方財政上の位置づけ
- ② 地方分権一括法等による改正の趣旨
- ③ 国際比較

(2) 法定外税制度

- ① 法定外税制の沿革
- ② 法定外税に係る同意を要する協議制
- ③ 不同意要件の内容と解釈
 - ・ 国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - ・ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - ・ ①および②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(3) 法定外税の政策的な活用

- ① 政策課税
- ② 原因者負担金および受益者負担金的な税としての活用
- ③ 法定外税と法定税との関係
- ④ 課税権の帰属と調整の問題
- ⑤ 法定任意税制度との関係

⑥ 不同意要件のあり方

3. 地方環境税を考える

(1) 地方環境税論議の背景と課題

① 環境税の源流……ピグーによる提唱

ピグー税

ボーモル＝オーツ税

② 現代的背景

・ 環境問題の普遍化・多様化と新しい質

・ 「規制改革と環境政策手段」及び「租税システムと環境配慮」

・ 分権時代の地方税制

・ 地方財政危機

③ 理論上の税から現実の税へ

・ 炭素税

・ OECD 調査

④ 環境税から環境税制改革へ

(2) 環境政策と行財政システム

① 環境政策の領域の広がり 環境問題と構造的要因

政策統合の必要性

総合行政の担い手としての地方政府

② 環境保全対策への行財政需要の増大

…環境問題に対する国と地方の役割分担

(3) 持続可能な環境資源管理・まちづくりと地方環境税

4. 環境資源管理と費用負担

- (1) 原因者負担
- (2) 受益者負担
- (3) 納税者協同負担

5. 水・森林マネジメントと地方環境税

- (1) コモンズとしての水・森林
- (2) 地域環境管理の政策手段…地方環境税
- (3) 環境政策の政府間機能配分と地方環境税
 - ・ 捕完性原理
 - ・ 環境問題の性質と環境政策の政府間機能配分
- (4) 水源（森林）環境税
 - 住民税超過課税型
 - 水道料金上乗せ型
- (5) 参加型税制へ
- (6) 山梨において地方（水）環境税を考える
- (7) ミネラルウォーター税をめぐる諸論点

「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡ

～水と森林を守るために費用負担のあり方について～

資 料

ミネラルウォーター税（仮称）の導入を検討したのはどのような背景からか。 -----	1
現在その議論はどのように進んでいるのか。 -----	3
地方自治体や企業における水源かん養のための森林整備・保全活動等の取り組みは。 ---	4
資料1 ミネラルウォーター税（仮称）の枠組み（案） -----	6
資料2 山梨県ミネラルウォーター協議会が主張する反対理由 及びこれに対する県の考え方 -----	7

平成16年10月29日（金）
山梨県・山梨県地方税制研究会

ミネラルウォーター税（仮称）の導入を検討したのはどのような背景からか。

○ 山梨県の特性

- ・ 本県の森林面積は347,695haで、県土面積（446,537ha）の77.8%を占める、森林比率が全国第4位の森林県である。また、県有林が森林面積の44%を占め、全国一となっている。
- ・ 森林を源として流れ出る豊富な水は、本県はもとより、東京都や神奈川県などの多くの人々の暮らしを潤すとともに、富士川など、我が国を代表する河川を形成している。
- ・ また、森林によって育まれたミネラルウォーターの平成15年度における本県生産量及び全国シェアは、それぞれ479,593キロット、42.3%で、2位の兵庫県(117,906キロット、10.4%)を大きく引き離し、全国一となっている。（日本ミネラルウォーター協会調査）
- ・ こうした豊かな森林、清らかな水資源など、県民にとって貴重な財産であるかけがえのない自然を保全し、全国から「環境日本一」と評価される山梨を築き上げ、次代へと引き継いでいく必要がある。

○ 山梨の水と森林の現状と課題

- ・ 山梨県は、首都圏の一角に位置しながらも、豊かな自然に恵まれている。県内には県土の保全や水源かん養など、様々な公益的機能を有する森林が広がり、また森林によって良質の水が育まれている。
- ・ 本県には岩石や地層の化学的性質が異なるものが分布し、タイプの違うおいしい地下水が豊富にあるが、これらの水のかん養と濾過機能の役割を果たす上で、森林の存在の重要性は欠くことができない。
- ・ 現在は、地下水やミネラルウォーターの水質汚染や水不足の問題には直面していないが、この豊かな水資源の質と量について合理的な管理方法を様々な立場から真剣に考えていく必要がある。
- ・ 森林県の本県においては、森林整備事業などにより森林の持つ公益的機能、特に水源かん養機能の保持に努めてきた。しかしながら、本県においても林業不振や労働力の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、森林の公益的機能の低下が課題となっている。
- ・ 森林が公益的機能を十分に発揮するためには、計画的な森林の保全・再生が必要であり、経済ベースでの整備が困難な森林については、公的な関与による森林の整備を行う必要がある。こうした取組の充実を図るために、新たな費用負担を求めることが必要となる。

○ ミネラルウォーター税（仮称）の検討

- ・ 平成12年4月、地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外目的税の創設など、課税自主権の強化が図られたことを受け、同年7月「山梨県地方税制研究会」を設置した。
- ・ 研究会では、「ミネラルウォーター税」、「水源かん養税」、「産業廃棄物税」、「入山税」など、本県が環境の保全と開発が統合された持続可能な社会を実現していくため、積極的な施策を開拓してきた先進性を生かしながら、「環境の世紀」といわれる21世紀において、環境日本一となるような取組を進めるにふさわしい環境目的税について調査研究を行った。
- ・ このうち、水源かん養のための森林整備事業などにより整備・保全されてきた森林から育まれた県民共有の資産である良質な水を採取・販売することで、一般県民や他の産業より大

きな特別な受益を得ていると考えられるミネラルウォーター産業に対し、森林の水源かん養機能を高めるための事業を一層充実するための財源として課税する「ミネラルウォーター税」について具体的な検討を進めることとし、平成14年12月、広く県民の意見を求めるとともに、関係事業者の意見を聞くため、「山梨県地方税制研究会中間報告」を公表した。

※ 「ミネラルウォーター税」(仮称)

- ・ 県が行う水源かん養のための森林整備事業などにより整備・保全されてきた森林から育まれた県民共有の資産である豊かな地下水源からは、広く一般県民や多くの県内産業が受益を受けていると考えられることから、その費用を法人を含む県民全体で、税により共同して負担する「共同負担」の考え方は、一つの方向ではあると考られる。
- ・ しかし、ミネラルウォーター産業は、採取した水そのものを製品として販売し利益を得ていること、採水地の自然環境の良さを商品価値としていること等から、明らかに一般県民や他の県内産業に比べ県が行う水源かん養に係る事業などから、特別の受益を受けていると考えられる。このため、水源かん養に係る費用については、先ず、特別の受益者であるミネラルウォーター事業者に、その一部を法定外目的税として負担を求めるもの。(資料1：ミネラルウォーター税(仮称)の枠組み(案))

現在その議論はどのように進んでいるのか。

○ 議論の経過

- ・ 平成14年12月に公表した「山梨県地方税制研究会中間報告」に対し、山梨県ミネラルウォーター協議会から平成14年12月、平成15年6月、10月の三度に亘り質問書が提出され、それぞれ回答を行っている。
- ・ また、昨年9月の「やまなしの水と森林」シンポジウム～ミネラルウォーター税（仮称）を中心として～の開催や県民アンケート調査の実施、新聞広告による税に関する啓発など、事業者や県民の理解と関心を深めるための取り組みを行ってきた。
- ・ 平成16年7月15日には課税自主権の意義・内容や法定外目的税の具体的な事例等について県民や自治体職員等が理解を深めるため、講演会「地方主権の確立に向けた課税自主権の活用について」を開催した。
- ・ 山梨県ミネラルウォーター協議会は主に次の三点を主張して、ミネラルウォーター税導入に反対している。
 - ①ミネラルウォーターへの課税は租税の原則である公平性を欠く。
 - ②ミネラルウォーター税の導入は、ミネラルウォーター業界及び関連業界に極めて大きな悪影響を与える。（担税力がない）
 - ③税収の使途が具体的にならない。
- ・ これらの点については、山梨県ミネラルウォーター協議会の理解が得られるよう、隨時、話し合いを重ねている。（資料2：山梨県ミネラルウォーター協議会が主張する反対理由及びこれに対する県の考え方）

○ 国の動向

- ・ 都道府県又は市町村が平成16年4月以降、特定納税義務者（継続的に法定外全体の課税標準の1/10超を占めると見込まれる納税義務者）の存在する法定外税を新設又は変更する旨の条例を制定しようとするときは、議会において特定納税義務者の意見を聴取する手続きが設けられた。（地方税法の一部改正）
- ・ 豊島区「放置自転車対策推進税」（法定外目的税）の新設に係る総務大臣の同意（平成16年9月13日）に当たり、総務省は「特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得るよう、更に格段の努力を行うこと」と意見を付すなど、法定外税の新設に対し十分な納税者との協議を求める方向にある。

○ 今後の対応

- ・ こうした国の動向も踏まえ、ミネラルウォーター税については課税の公平性の問題について、事業者や県民に十分な理解が得られるよう慎重に検討を進めていく。なお、税率や税収の使途などについても、引き続き検討を行っていく。
- ・ また、高知県や岡山県などで導入している県民税均等割の超過課税による森林環境税なども含め、環境日本一の確立を目指す本県にふさわしい水と森林を守るために費用負担のあり方についての検討も進める。

地方自治体や企業における水源かん養のための森林整備・保全活動等の取り組みは。

○ 森林環境（保全）税（県民税均等割の超過課税）

- ・ 他県では森林保全を目的とする県民税均等割の超過課税（森林環境税）の導入が進められている。（高知県、岡山県、鳥取県、鹿児島県で導入。その他の県においても導入検討中）
- ・ 森林（環境）保全税は県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図ることを目的としている。また、税収は「目的的」に使われるよう、（森林環境保全）基金に積み立てて管理し、森林整備事業の財源に充当することとしている。
- ・ 現在、この税を導入又は導入を検討している県は、水源から河口までが同一県内で完結（受益と負担も同一県内で完結）しており、本県のように下流都県を持つ地方公共団体とは、受益と負担の関係等が異なっている。
- ・ 森林の持つ国土保全機能や森林に育まれた水から恩恵を受けている下流都県を持つ本県の場合は、下流都県（住民・法人）に対しても、保全に関する費用の一部を負担していただくような仕組みについても、検討を行う必要があるものと考えられる。
- ・ また、下流県となる神奈川県の「かながわ水源環境保全税（仮称）」や静岡県の荒廃森林の再生のための新税（いずれも県民税の超過課税方式を予定）の検討状況も注視していく必要がある。
- ・ なお、平成16年度税制改正により、市町村民税均等割が一律3,000円となったこと、納税義務を負う夫と生計を一にする妻の非課税措置が平成17年度から段階的に廃止となることなど、住民に対する税負担が増加することも考慮に入れて慎重に検討する必要がある。

○ 早川町森林環境保全基金

- ・ 山梨県早川町では、平成16年度から個人からの寄付金及び企業からの協賛金による緑のダム造成基金「早川町森林環境保全基金」を創設し、ふるさとの山を守り、森林を育てるための取り組みを行っている。（個人寄付金1口1,000円、企業協賛金 金額指定なし）
- ・ 年間募集基金の30～50%を翌年度の事業（水源かん養事業、林地崩壊防止事業、森林保育事業等）の財源とし、残金を基金として積み立て、基金条例の定めるところにより管理することとしている。

○ 豊田市水道水保全基金

- ・ 愛知県豊田市では、水道料金のうち「使用量1m³（トン）あたり1円」を、水道の水源となる矢作川上流の森林保全に充てることとし、これを積み立てる「豊田市水道水源保全基金」を設け、平成6年4月から積み立てている。（平成15年12月現在積立額3億5,000万円）この基金制度を活用して、豊田市と矢作川上流6町村が基本協定を締結し、各町村が指定した概ね2haの「水源保全林」の間伐を所有者に替わって町村が行い（経費は豊田市負担）、長期的（20年）な視点で水源かん養機能を高めるもの。

○ 企業等の取り組み

- ・ 企業の取り組みとして、サントリー(株)は白州町内に82.5haの土地を確保し、森林の維持管理や環境調査を行っている。また、白州町や他社工場と「地下水保全・利用対策協議会」を設立し、地下水の適正な利用と水質の保全に取り組んでいる。更に、平成16年度からは、白州蒸留所近くの約62haの森林を(社)国土緑化推進機構と協働で整備(白州水源の森(仮称)保全事業)することとしており、針広混交の森づくりによる水源かん養活動を推進する。
- ・ また、飲料自動販売機から森林整備のために「緑の募金」をする制度が(社)国土緑化推進機構により創設された。これは、この制度に協力して飲料自動販売機を置いても良いという設置者と飲料会社が設置契約を結び、自販機の売上げの2%を「緑の募金」して寄付するもので、緑化推進機構は、この「緑の募金」を森林整備や緑の少年隊の育成などに活用する。

現在、ダイドードリンコ(株)が協力企業となっている。

ミネラルウォーター税（仮称）の枠組み（案）

課税目的	水源かん養に係る事業をより一層推進していくための財源を確保するため
課税客体	① ミネラルウォーターとして販売することを目的として、県内で地下水を採取する行為 ② ミネラルウォーターの原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為
納税義務者	課税客体となる行為を行う者
課税標準	① 県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量 ② 県内で採取した地下水をミネラルウォーターの原料として供給をした場合の当該供給をした地下水の量
税率	課税標準 1リットル当たり0.5~1円の範囲で設定
免税点	課税期間（4月1日から翌年3月31日まで）における課税標準が○○○キロリットルに満たない場合
徴収方法	申告納付（課税期間終了から2ヶ月以内） なお、高額納税者の負担軽減のための中間納付制度を設ける。
徴収猶予	赤字が一定期間継続する事業者については、経営が軌道に乗るまで納税を猶予
税収の使途	森林整備事業など水源かん養に係る事業 (税収の2分の1を市町村に交付)
存続期間	5年を目途として必要な見直しを行う。

資料2

山梨県ミネラルウォーター協議会が主張する反対理由及びこれに対する県の考え方

争 点	山梨県ミネラルウォーター協議会の主張	県 の 考 え 方
1 課税の公平性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施する水源かん養のための森林整備事業により受益を受けているのはミネラルウォーター産業ではなく、一般県民や他の産業も受益を受けている。ミネラル課税である。 ○ 1丁産業の地下水の使用量は産業全体の使用量の29.7%を占めている。ミネラルウォーター産業は2%にすぎない。ミネラルウォーター産業だけではなく使用者全体で税負担すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミネラルウォーター産業は、本県の豊かな森林によって育まれた地下水源から採取した水そのものを製品として販売していること、採水地の自然環境の良さを商品価値としていること等から、一般県民や他の県内産業に比べ県に行う水源かん養に係る事業などから特別な受益を受けることから、ミネラルウォーター産業に一定の負担を求めるることは課税の公平性に反するものではない。 ○ 確かに水源かん養などの事業の費用を法人を含む県民全體で県民税の超過負担により共同して負担する考え方は一つの方向であり、今後の検討課題であるが、本県には他県と違い県民全體より特別の受益を受けていると考えられるミネラルウォーター産業があり、先ず、その産業に費用の一部を負担してもらうことは課税の公平性に反するものとは考えていない。 ○ ミネラルウォーター産業が採取している水も1丁産業等が採取している水も森林によってかん養されているが、ミネラルウォーターは水そのものを商品としているのにに対し、工業用水は水を使って工業製品という付加価値を製造している。 ○ ミネラルウォーター製造業の付加価値率(H13年度工業統計調査)は、42.5～46.7%と、清涼飲料製造業全体の31.1%より11～16ポイント高い。このことから、ミネラルウォーターは他の清涼飲料に比べ、原材料使用量及び機械設備の減価償却費が少なく利潤の占める割合が高いと考え、特別な受益があると考えられる。 <p>※ 付加価値率 生産額（製造品出荷額）に占める付加価値額の割合 付加価値額 生産額－原材料使用額等－減価償却費</p>

争点	山梨県ミネラルウォーター協議会の主張	県の方
2 担税力	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミネラルウォーターは市場の競争激化、輸入ミネラルウォーターの拡大により、市場価格は2倍～3倍と高騰する。これに0.5～1円課税された場合、県内事業者と事業者からOEM受託生産を行っている業者は、販売業者への納入額に課税分を転嫁するには困難である。 ○ 山梨県のミネラルウォーターに課税されるのは困難であることにより、県内生産者が県外に生産拠点を移動し、県内産業が衰退する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミネラルウォーター税の税率はミネラルウォーター1㍑当たり0.5～1円の範囲で設定することとしているが、平成14年の平均小売物価統計調査によるミネラルウォーターの通常の小売価格は2倍～3倍と高騰する。また、税率の小売価格に占める割合は1%以下と低率である。 ○ また、ミネラルウォーター事業者の利益は5円/㍑(2㍑容器)と算出(東洋経済)されており、0.5～1円という税率は利益の10～20%となり、事業者の過大な負担となるないと考えている。 ○ ミネラルウォーターの生産量は、この10年間で3.3倍に増加しており、市場規模も約1,000億円となっている。更に10年後は市場が2倍となるとの見方(東洋経済)もある。このように、ミネラルウォーター産業は成長産業であり、課税による山梨県経済への影響は少ないものと考えられる。 ○ 本県のミネラルウォーター産業が発展した背景として、山梨水明の地というブランドイメージ、大消費地の首都圏に近いという立地条件による輸送コスト面での有利性などがあると想定される。しかし、今回課税により生産者が県外に対応するため、県内工場の生産能力の増強を計画している大手企業があることなどを裏付けていると言える。 ○ 税導入に当たっては、競争力の低い中小事業者に対しては、一定の配慮を行う必要があることから、免税点を設けることは検討している。また、赤字が一定期間継続する事業者に対しては、経営が軌道に乗るまで納税を猶予することを予定している。
3 税収の用途		<ul style="list-style-type: none"> ○ 税収の使途として「人工林の適切な保育事業と長伐期施業林への誘導」をあげているが、これは森林經營者の受益であって、ミネラルウォーター事業者の受益ではない。また、新たな特別な財政需要ではない。

「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡ アンケート結果

日時 平成16年10月29日(金)
場所 山梨県自治会館1F講堂

性別について

	1:男	2:女	3:無回答	計
個数	51	4	12	67
割合	76.1%	6.0%	17.9%	X

回収率:(提出個数/140)→ 47.9%

年齢について

	1:20未満	2:20~29	3:30~39	4:40~49	5:50~59
個数	0	4	10	11	36
割合	0%	6%	15%	16%	54%
	6:60~69	7:70以上	8:無回答		
個数	4	0	2		
割合	6%	0%	3%		

費用負担のあり方について、どの手法が適していると思うか。

	1	2	3	4	5	計
個数	49	11	3	0	4	67
割合	73.1%	16.4%	4.5%	0.0%	6.0%	X

1: 法定外目的税などの創設

2: 基金

3: 協力金

4: その他

5: 無回答

法定外目的税などの創設による費用負担とする場合の課税方式は、どれが適していると思うか。

	1	2	3	4	5	計
個数	25	22	12	5	3	67
割合	37.3%	32.8%	17.9%	7.5%	4.5%	X

1: ミネラルウォーター税(法定外目的税)

2: 県民税均等割の超過課税(高知県・岡山県方式)

3: ミネラルウォーター税と県民税均等割の超過課税の両方

4: その他

5: 無回答

森林整備事業など水源かん養に係る事業として何を推進すべきか(複数回答可)

	1	2	3	4	5
個数	37	30	30	12	25
割合	55.2%	44.8%	44.8%	17.9%	37.3%
	6	7	8	9	計
個数	30	17	21	1	203
割合	44.8%	25.4%	31.3%	1.5%	X

1: 水源地に位置している県有林の間伐、除伐等の手入れ

2: 森林所有者が手入れをしやすくなるように県からの補助率を高める

3: 手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県又は市町村が整備する

4: 水源地の森林を県又は市町村が買い上げて整備する

5: 県民が森林に親しむための事業(遊歩道設置、森林体験事業等)

6: 森林を守る意識を高めるための普及事業(ボランティアによる森林整備等)

7: 森林内のゴミや空き缶等を除去する事業

8: 山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業

9: その他

平成16年10月30日（土）

シンポジウムでは水源や森林を守るために費用負担のあり方を議論した

毎日新聞
25面



山梨日日新聞
27面

「幅広い水源管理を」

ミネラル水
税シンポ

植田和弘・京都大大学院教授（環境経済学）や辻一幸・早川町長ら、森林保全の必要性を訴えるペネラー5人が参加。生

—

の お ン 民 の

意見を

を聞く
ターラーなど
トなど
導入に

が対象
に限ら
ない
機会は

アの県

森林保護を目的とした
法定外目的税「ミネラル
ウォーター税」の導入を
目指す県は29日、甲府市
内で「まなしの水と森
林シンボジウム」を開いた。
た。「ミネラルウォータ
ーの生産者だけでなく
(他の地下水利用者も含
めた)総合的な水源管理

一方、今回の開催日には、生化同志会意見をもとに、一部に過ぎない「課税の目的がはっきりしないなど、主権した県の意思に反する意見が相次ぎだ。

的 い 惑 「 稅 の 収 る 生
は「県民の幅広い理解を得るため」(県税務課)だが、職業約140大半は県や市町村の方で構成される。現状では、

の姿勢を問われても、
長、桂川、梨県会の議会の河西らが務めたムで「ミ

羽田淳之介会
相模川流域協
会 悅子代表幹事
ハ。シンボジウ
ムラルウォータ

「森林保全へ負担必要
ミネラルウォーター税で論議

県がシンポ

法定外目的税としてミネラルウォーター税(仮称)の導入を検討している県と県内組織・県地方税制研究会は十九日、甲府・真自治会館で同税などをテーマに「やまなみの水と森林シンポジウム」を開いた。パネリ討論では、「森林保全へ費用負担が必要」などと指摘した。

法定外目的税としてミ
ヌを開いた。バネリズム
トたちは「森林保全へ費

中府・県自治会館で同税などをテーマに「やまなみの水と森林シンポジウム」を開催。県内は、シンドジウムは、三木市立文化会館で開催された。

県政モニターアンケート 調査結果

山梨の水と森林を守るために費用負担のあり方及び新税の創設に関する具体的検討を行うための基礎資料とするため、次のとおり県民アンケート調査を実施した。

- 1 調査期間：平成16年12月3日～12月28日
- 2 調査対象：県政モニター 472人
- 3 回答数：369人（回収率78.2%）
- 4 調査方法：郵送及びe-mailによる調査票の配布・回収方式

5 調査結果

《回答者の属性》

回答者の性別	人数	割合
男	212	57.5%
女	156	42.3%
無回答	1	0.3%
合計	369	100%

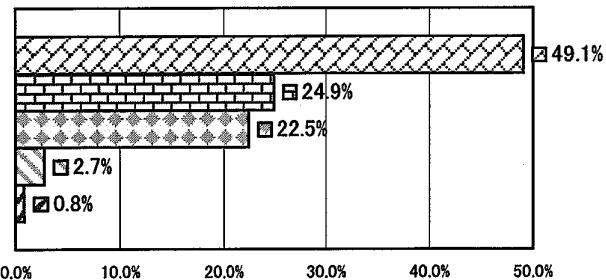
回答者の年齢	人数	割合
20～29歳	29	7.9%
30～39歳	61	16.5%
40～49歳	68	18.4%
50～59歳	78	21.1%
60～69歳	96	26.0%
70歳以上	37	10.0%
合計	369	100%

回答者の居住地	人数	割合
甲府市	61	16.5%
富士吉田市	12	3.3%
塩山市	8	2.2%
都留市	9	2.4%
山梨市	8	2.2%
大月市	13	3.5%
韮崎市	10	2.7%
南アルプス市	29	7.9%
北杜市	27	7.3%
甲斐市	29	7.9%
笛吹市	35	9.5%
東山梨郡	14	3.8%
東八代郡	13	3.5%
西八代郡	13	3.5%
南巨摩郡	25	6.8%
中巨摩郡	15	4.1%
北巨摩郡	11	3.0%
南都留郡	25	6.8%
北都留郡	11	3.0%
無回答	1	0.3%
合計	369	100%

《山梨県の森林の現状について》

山梨県の森林の現状について、どう思われますか。	人数	割合
荒廃が進んでいる（と聞いている）	181	49.1%
わからない	92	24.9%
それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）	83	22.5%
その他	10	2.7%
無回答	3	0.8%
合計	369	100%

- 荒廃が進んでいる（と聞いている）
- わからない
- それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）
- その他
- 無回答



「荒廃が進んでいる（と聞いている）」(49.1%) という意見が概ね半数を占めている。一方、「それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）」(22.5%) は約2割となっている。

《水源かん養に係る事業の推進について》

	人数	割合(人数/369)
水と森林を守るために事業として何を推進すべきか (複数回答可)		
水源地に位置している県有林の間伐、除伐等の手入れ	262	71.0%
森林内のゴミや空き缶等を除去する事業	209	56.6%
森林を守る意識を高めるための普及事業 (ボランティアによる森林整備等)	208	56.4%
手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県又は市町村が整備する	150	40.7%
県民が森林に親しむための事業 (遊歩道設置、森林体験事業等)	141	38.2%
森林所有者が手入れをしやすくなるように補助の割合を高める	121	32.8%
山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業	118	32.0%
水源地の森林を県又は市町村が買い上げて整備する	117	31.7%
その他	12	3.3%
合計	1338	363%

■水源地に位置している県有林の間伐、除伐等の手入れ

■森林内のゴミや空き缶等を除去する事業

■森林を守る意識を高めるための普及事業 (ボランティアによる森林整備等)

■手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県又は市町村が整備する

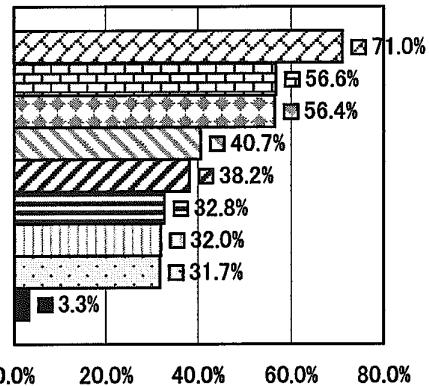
■県民が森林に親しむための事業 (遊歩道設置、森林体験事業等)

■森林所有者が手入れをしやすくなるように補助の割合を高める

■山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業

■水源地の森林を県又は市町村が買い上げて整備する

■その他



「間伐、伐採等の手入れ」(71.0%)、「ゴミや空き缶等を除去する事業」(56.6%)、「森林を守る意識を高めるための普及事業」(56.4%)がアンケート回答者の5割を超える意見であった。また、森林の整備に関するものを合計すると176.2%、森林に対する意識啓発・普及に関するものを合計すると126.6%の多数となった。

《費用負担のあり方について》

	人数	割合
山梨の水と森林を守るために費用負担のあり方について、どの手法が適しているか。		
新税の導入 (ミネラルウォーター事業者に課税する、県民に広く課税する等)	151	40.9%
基金の創設 (県が、個人の寄付金や企業の協賛金を募って基金へ積み立てる)	120	32.5%
協力金 (企業などに自主的に費用を負担してもらう)	59	16.0%
その他	27	7.3%
無回答	12	3.3%
合計	369	100%

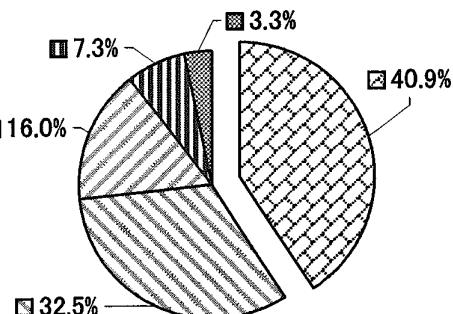
■新税の導入 (ミネラルウォーター事業者に課税する、県民に広く課税する等)

■基金の創設 (県が、個人の寄付金や企業の協賛金を募って基金へ積み立てる)

■協力金 (企業などに自主的に費用を負担してもらう)

■その他

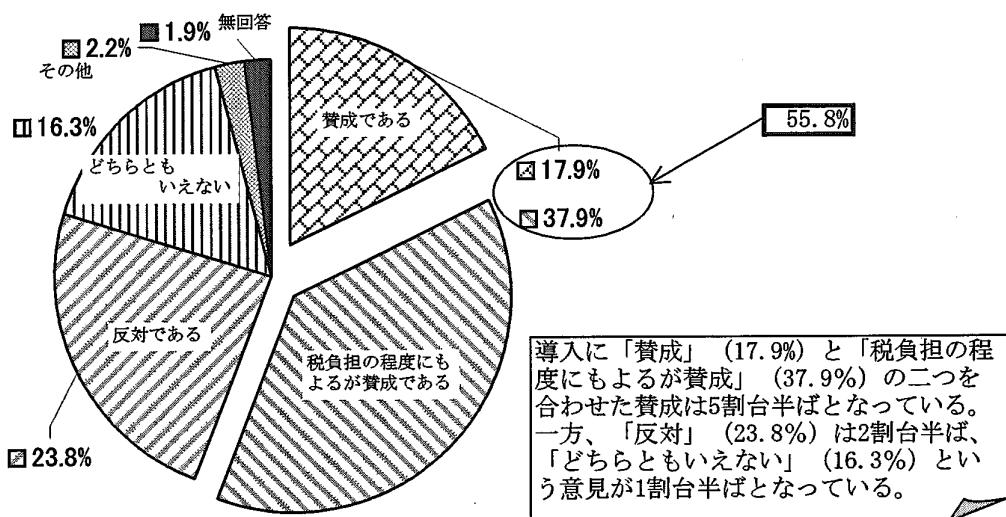
■無回答



「新税の導入」(40.9%)という意見が約4割超であり、「基金の創設」(32.5%)という意見を8.4ポイント上回っていた。

《ミネラルウォーター税（仮称）の導入について》

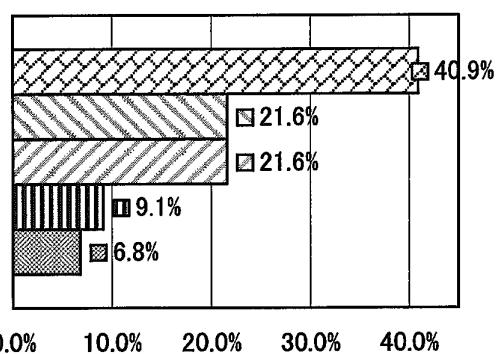
ミネラルウォーター税（仮称）を導入することについて、どう思いますか。	人数	割合
賛成である	66	17.9%
税負担の程度にもよるが、賛成である	140	37.9%
反対である	88	23.8%
どちらともいえない	60	16.3%
その他	8	2.2%
無回答	7	1.9%
合計	369	100%



《ミネラルウォーター税（仮称）の反対理由について》

反対された方。どのような理由で反対だとお考えですか。	人数	割合
森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。	36	40.9%
森林整備をきちんとやることは必要だが、地下水を利用している他の事業者にも負担を求めるべきである。	19	21.6%
理由を問わず、新たな税負担には反対である。	19	21.6%
森林整備をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。	8	9.1%
その他	6	6.8%
合計	88	100%

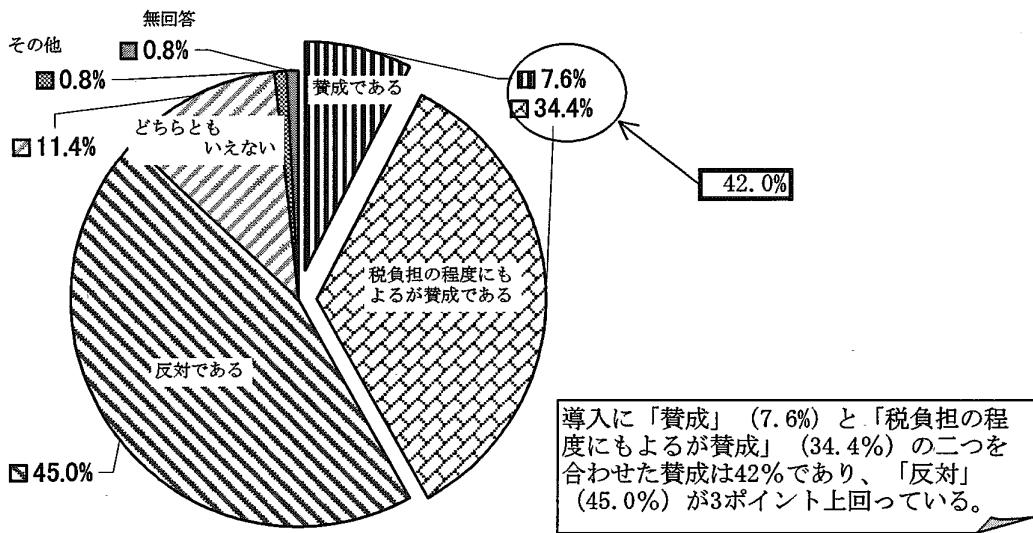
- 森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。
- 森林整備をきちんとやることは必要だが、地下水を利用している他の事業者にも負担を求めるべきである。
- 理由を問わず、新たな税負担には反対である。
- 森林整備をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。
- その他



「他の行政経費を節約すべき」(40.9%)が約4割、「他の事業者にも負担を求めるべき」(21.6%)が約2割を占め、「県民全体で負担すべき」(9.1%)は1割以下であった。

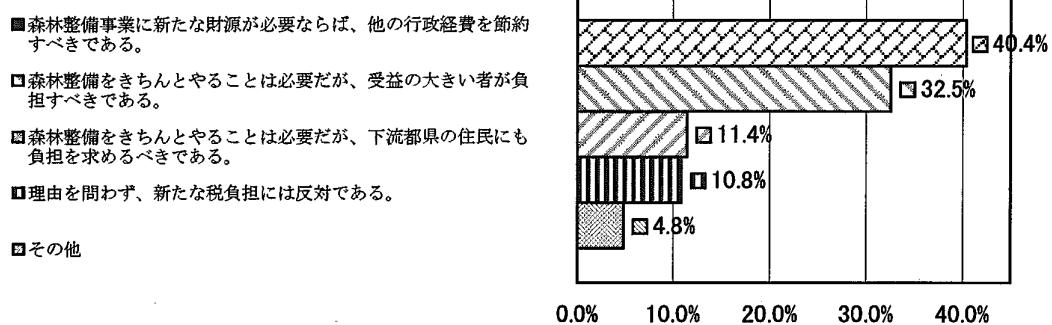
《県民税均等割上乗せ課税の導入について》

県民税均等割に上乗せして課税する方式を導入することについて、どう思いますか。	人数	割合
賛成である	28	7.6%
税負担の程度にもよるが、賛成である	127	34.4%
反対である	166	45.0%
どちらともいえない	42	11.4%
その他	3	0.8%
無回答	3	0.8%
合計	369	100%



《県民税均等割上乗せ課税の反対理由について》

反対された方。どのような理由で反対だとお考えですか。	人数	割合
森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。	67	40.4%
森林整備をきちんとやることは必要だが、受益の大きい者が負担すべきである。	54	32.5%
森林整備をきちんとやることは必要だが、下流都県の住民にも負担を求めるべきである。	19	11.4%
理由を問わず、新たな税負担には反対である。	18	10.8%
その他	8	4.8%
合計	166	100%



「他の行政経費を節約すべき」(40.4%)が約4割、「受益の大きい者が負担をすべき」(32.5%)が約3割を占め、「下流都県の住民にも負担を求めるべき」(11.4%)は1割超であった。